

長野県野生鳥獣被害対策本部設置要綱(案)

資料4

平成19年(2007年)11月21日

平成20年(2007年)4月24日

平成22年(2010年)4月1日

平成23年(2011年)4月1日

平成26年(2014年)7月10日

平成27年(2015年)2月17日

平成29年(2017年)7月11日

改正 平成31年(2019年)2月 日

(設置)

第1条 野生鳥獣による人身被害の回避や農林業被害等の軽減を図るため、長野県野生鳥獣被害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、県の行う野生鳥獣被害対策に関する施策について、総合的な調整及び効果的な推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長、本部委員、本部会議、及び幹事会を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成する。

3 本部長は、副知事の担当事務に関する規程(平成18年長野県訓令第9号)第1条の規程により林務部に関することを担当事務とする副知事、副本部長は林務部長をもってあてる。

4 本部委員は、健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、建設部、教育委員会及び警察本部生活安全部の担当課長等をもってあてる。

5 幹事会の幹事長及び幹事は、本部長が指名する者をもってあてる。

(職務)

第4条 本部長は、事務を総理する。

2 本部委員は、部務の執行にあたる。

3 幹事会は、本部長の命を受け、本部会議の開催に必要な事務にあたる。

(事務局)

第5条 事務局は、林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室に置く。

2 事務局に事務局長を置き、鳥獣対策・ジビエ振興室長をもってあてる。

(対策チーム)

第6条 第2条に規定する事務の円滑な実施を図るため、地域振興局ごとに野生鳥獣被害対策チーム(以下「対策チーム」という。)を置く。

2 対策チームの構成は、地域振興局関係各課、農業改良普及センター、保健福祉事務所等必要に応じ関係機関を持ってあてる。

3 鳥獣対策専門員は対策チーム内の連絡調整・取りまとめや市町村等関係機関との渉外等を行う。

4 対策チームは、野生鳥獣被害の相談窓口を設置し、総合的な被害防除の支援にあたる。

(支援チーム)

第7条 被害防除の効果的な実施を図るため、本部に野生鳥獣被害支援チーム(以下「支援チーム」という。)を置く。

- 2 支援チームの構成は、県関係試験研究機関及び大学、NPO の専門家をもってあてる。
- 3 支援チームは、被害地域の総合的な被害対策の効果的な実施について、専門的な見地から助言、指導及び有効な対策の普及にあたる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部、対策チーム及び支援チームの組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(別紙) 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 本部に、本部長、副本部長、本部委員、本部会議及び幹事会を置く。</p> <p>2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成する。</p> <p>3 本部長は、<u>副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）第1条の規程により林務部に関することを担当事務とする副知事、副本部長は林務部長を</u>もってあてる。</p> <p>4 本部委員は、<u>健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、建設部、教育委員会及び警察本部生活安全部の担当課長等</u>をもってあてる。</p> <p>5 幹事会の幹事長及び幹事は、本部長が指名する者をもってあてる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 本部に、本部長、副本部長、本部委員、本部会議及び幹事会を置く。</p> <p>2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成する。</p> <p>3 本部長は知事、副本部長は副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）第1条の規程により林務部に関することを担当事務とする副知事をもってあてる。</p> <p>4 本部委員は、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、教育委員会教育長及び警察本部生活安全部長をもってあてる。</p> <p>5 幹事会の幹事長及び幹事は、本部長が指名する者をもってあてる。</p> <p>(略)</p>